大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月１日

大和市長　古谷田　　力

大和市規則第５４号

大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

大和市児童福祉法施行細則（昭和５６年大和市規則第２４号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「及び健康診断書その他」を「に」に改める。

第４条中「措置解除通知書により」を削り、「及び」を「に対しては措置解除通知書（事業者用）により、」に改め、「保護者に」の次に「対しては措置解除通知書（保護者用）により」を加える。

第１１条の見出し中「異常分娩」を「産科手術を必要とする分娩」に改め、同条中「異常分娩」を「産科手術を必要とする分娩」に、「には」を「の助産扶助の額は」に改める。

第１２条第２項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条第３項中「（」の次に「以下」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。